

資料提供
令和4年4月27日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河村
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社大誠に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社大誠 ^{たいせい} 代表取締役 高山 ^{たかやま} 竜治 ^{りゅうじ} （三原市須波二丁目20番26号）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03406165729号 許可年月日：平成29年4月23日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和4年4月26日
処分理由	同社の役員は、刑法（明治40年法律第45号）に違反したことにより、広島高等裁判所において、平成28年6月8日に懲役1年8月の刑が確定し、平成29年7月19日に刑の執行が終了した。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するものとして、法第14条第5項第2号ニに該当する者のうち、法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当するため。